

A重油 JIS 1種 1号 630KL (予定数量) 茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669 - 2 平成12年 3月28日 関彰商事株式会社 茨城県下館市大字一本松1755番地 2 34円00銭 (1リットル当たり 消費税及び地方消費税抜き) 一般競争入札 平成12年 2月 3日 最低価格

茨城県立医療大学附属病院医療機器賃貸借 (磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)) 一式 茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669 - 2 12年 4月 1日 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町 3 - 27 月額3,570,000円 随意契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1項 第 2号の規定による。

◎平成12年度茨城県保育士試験の実施

児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号) 第13条第 2項の規定により保育士試験を次のとおり実施する。

平成12年 5月22日

茨城県知事 橋 本 昌

平成12年度茨城県保育士試験実施要項

1 受験資格

次のいずれかに該当する方です。(性別は問いません。)

- (1) 学校教育法による大学に 2年以上在学して62単位以上修得した者 (短期大学を卒業した者を含む。) または高等専門学校を卒業した者, その他その者に準ずる者として厚生大臣の定める者。(注 1)
- (2) 学校教育法による高等学校を卒業した者, もしくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。) または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって, 児童福祉施設において, 2年以上児童の保護に従事した者。
- (3) 児童福祉施設において, 5年以上児童の保護に従事した者。
- (4) 前各号に掲げる者のほか, 厚生大臣の定める基準に従い, 県知事が適当な資格を有すると認定した者。(注 2)
- (5) 平成 3年 3月31日において, 既に改正前の受験資格を有する者。 経過措置 (注 3)

(注 1) 「厚生大臣の定める者」

- 1 学校教育法による大学に 1年以上在学している者であって, 年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- 2 学校教育法による高等専門学校の最終学年に在学している者であって, 年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- 3 学校教育法による高等学校の専攻科 (修業年限 2年以上のものに限る。) もしくは盲学校, 聾学校もしくは養護学校の専攻科 (修業年限 2年以上のものに限る。) を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって, 年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- 4 学校教育法による専修学校の専門課程 (修業年限 2年以上のものに限る。) もしくは各種学校 (同法第 56条第 1項に規定する者を入学資格とするものであって, 修業年限 2年以上のものに限る。) を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって, 年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- 5 外国において, 学校教育における14年以上の課程を修了した者

(注2)「厚生大臣の定める基準」

1 学校教育法による高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上児童等の保護または援護に従事した者

へき地保育所

18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設

- ・身体障害者更生援護施設 ・知的障害者福祉ホーム
- ・知的障害者援護施設 ・知的障害者福祉工場
- ・知的障害者通勤寮

2 1に掲げる施設において、5年以上児童等の保護または援護に従事した者

3 1と2に準ずる者

(注3)「経過措置」

平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

平成3年3月31日以前に18歳に達した後、児童福祉施設で3年以上児童の保護に従事した者
さらに、特例として

平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

(注) 受験資格について不明な点がありましたら、茨城県保健福祉部児童福祉課施設福祉グループまでお問い合わせください。(電話 029 - 301 - 3252 ダイヤルイン)

2 試験日、試験科目及び試験会場

(1) 筆記試験

| 期 日 | 試 験 科 目 | 時 間 | 試 験 会 場 | |
|----------|-----------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 8月2日(水) | 社 会 福 祉 | 9 : 00 ~ 10 : 30 | 茨城県市町村会館 (水戸市笠原町 978 番 26) 電話 029-301-1242 受付開始 8 : 30 | |
| | 児 童 福 祉 | 10 : 45 ~ 12 : 15 | | |
| | 栄 養 学 及 び 実 習 | 13 : 00 ~ 14 : 30 | | |
| | 保 育 原 理 及 び 教 育 原 理 | 教育原理 14 : 45 ~ 15 : 30 | | |
| | | 保育原理 15 : 45 ~ 17 : 15 | | |
| 8月13日(木) | 保 健 衛 生 学 及 び 生 理 学 | 9 : 00 ~ 10 : 30 | | |
| | 看 護 学 及 び 実 習 | 10 : 45 ~ 12 : 15 | | |
| | 保 育 実 習 | 筆 記 | | 13 : 00 ~ 13 : 45 |
| | | 絵 画 制 作 | | 14 : 05 ~ 14 : 50 |
| | 児 童 心 理 学 及 び 精 神 保 健 | 15 : 10 ~ 16 : 40 | | |

(注)「保育原理及び教育原理」は、保育原理と教育原理とで別々に試験を行いますので、両方を受験してください。両方を受験しませんが、「保育原理及び教育原理」の科目は失格になります。

(2) 実技試験

| 期 日 | 試 験 科 目 | 時 間 | 試 験 会 場 |
|-------------------------|-----------------------|--------------|-----------------------------------------------------------|
| 7月25日(火) ~ 26日(水) | 保 育 実 習 (音楽リズム・言語) | 9:00 ~ 16:30 | 茨城県総合福祉会館 (水戸市千波町1918) 電話 029-301-1242 受付開始 8:45 |

(注) 保育実習(実技)試験日は、受験票送付のときに上記2日のうち1日を指定する。

3 保育実習の試験方法

(1) 保育実習は筆記試験と実技試験により実施します。

(2) 実技試験の内容

ア 絵画制作関係試験(試験当日課題を指示します。)

クレヨン各自持参してください。

「絵画制作」は保育実習筆記試験と同時に実施します。

イ 音楽リズム関係試験

器 楽

次の課題曲から試験委員が当日指定する曲を、暗譜でピアノを使用し演奏します。

バイエル教則本(原書番号)96番, 97番, 99番(くり返しなし)

声 楽

・コールユーブンゲン(楽譜は会場に準備する)

次の課題曲から試験委員が当日指定する曲を、無伴奏で歌います。

(原書番号) ・ 31(a) ・ 31(b) ・ 31(d)

・童謡(楽譜は会場に準備するが、市販の楽譜は持込可とする。)

次の課題曲から試験委員が当日指定する曲を、ピアノで伴奏を弾きながら歌います。

・グットバイ (さとうよしみ 作詞 河村 光陽 作曲)

・みのむしさん (小春 久一郎 作詞 大中 恩 作曲)

・山羊さんゆうびん(まど みちお 作詞 團 伊玖磨 作曲)

1番だけ演奏し、最後のコーダーに入って終曲する。

ウ 言語関係試験

当日指定するテーマにより、2~3分程度のお話をする。

4 受験に必要な書類

受験希望者は、次に掲げる書類を一括して提出してください。

注: A.....今回初めて受験する方が必要な書類

B.....保母試験・保育士試験の一部科目に合格している方が必要な書類

(印は必要な書類)

| A | B | 必 要 書 類 | 説 明 |
|---|---|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 受 験 願 書 | 1 指定用紙に楷書で、ていねいに記入すること。 2 印以外の欄は、すべて受験者が記入すること。 3 願書の氏名欄に必ず捺印すること。 4 茨城県収入証紙8,700円分を所定の欄に貼付すること。(はりきれない |

| | | | |
|--|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 場合には余白を利用すること。) |
| | | 受 験 票 | 氏名を忘れずに記入すること。 |
| | | 住民票 (抄本) | 平成12年 4月 1日以降発行されたもの。 |
| | × | <p>受験資格を証明する書類 (コピーは不可)</p> <p>1 大学又は短期大学に 2 年以上在学して62単位以上修得した者、又は高等専門学校を卒業した者</p> <p>2 1に準ずる者として厚生大臣の定める者</p> <p>3 高等学校を卒業したのち、児童福祉施設で 2 年以上児童の保護に従事した者</p> <p>4 児童福祉施設で 5 年以上児童の保護に従事した者</p> <p>5 平成 3 年 3 月 31 日までに高等学校を卒業した者又はそれと同等以上の者</p> <p>6 平成 8 年 3 月 31 日までに高等学校保育科を卒業した者</p> | <p>1 に該当する者 (次のいずれかの書類を提出すること。)</p> <p>大学又は短期大学の卒業証明書 大学又は短期大学に 2 年以上在学して62単位以上修得した証明書 高等専門学校卒業証明書又は専修学校卒業証明書</p> <p>2 に該当する者 (次のいずれかの書類を提出すること。)</p> <p>大学又は短期大学に 1 年以上在学していることを証明する書類 卒業見込証明書</p> <p>3 に該当する者 (次の 及び の書類を提出すること。)</p> <p>高等学校の卒業証明書 施設長の証明書、ただし、その施設が茨城県以外にある場合には、その施設が児童福祉法第35条による認可施設であることの当該都道府県 (指定都市及び中核市にあっては当該指定都市及び中核市) の証明を添えること。</p> <p>4 に該当する者 施設長の証明書、ただし、その施設が茨城県以外にある場合には、その施設が児童福祉法第35条による認可施設であることの当該都道府県 (指定都市及び中核市にあっては当該指定都市及び中核市) の証明を添えること。</p> <p>5 に該当する者 (次のいずれかの書類を提出すること。)</p> <p>高等学校の卒業証明書 大学の入学資格検定の合格証明書</p> <p>6 に該当する者 当該高等学校の卒業証明書</p> |
| | × | <p>受験科目の一部免除願</p> <p>1 一部科目合格者</p> | <p>1 に該当する者 平成 10 年 1 月 1 日以降の保育士試験・保育士試験で一部科目に合格した者は、一部科目合格証明書を添付すること。照合の後、返戻する。</p> |

| | | |
|--|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 2 厚生大臣の指定校で専修した者 | (コピーは不可) ただし、茨城県以外で合格した方は、当該都道府県において原本と相違ない旨の証明を受けたもの。原本を添付した場合も書類は返還しません。 2に該当する者 当該指定校(関東地区では日本女子大学文学部社会福祉学科のみ)で発行する保育士試験免除指定科目専修証明書 |
| | 写真 2枚 | 平成12年4月1日以降に撮影したもので、無背景、正面上半身、脱帽(縦3.5cm、横3.0cm)の同一のものに限る。 受験願書及び受験票に貼付すること。(スナップは不可) |
| | 返信用封筒 2枚 | 1 受験票返信用(縦23.5cm×横12cm) 住所、氏名、郵便番号を明記し、80円切手を貼付すること。 2 合否結果通知用(角2:縦33cm×横24cm) 住所、氏名、郵便番号を明記し、120円切手を貼付すること。 |
| | 戸籍抄本(改姓した方のみ必要) | 婚姻等により、添付書類の姓と受験願書の姓が異なっている者は添付すること。(平成12年4月1日以降発行のもの) |

5 受験手数料.....8,700円

- (1) 茨城県収入証紙8,700円を受験願書に貼付して納入してください。(収入印紙と間違わないでください。)
- (2) 県外在住の方で茨城県収入証紙の購入が不可能な方については、現金書留郵便で上記手数料を送付して頂ければ受け付けます。
- (3) 納入済みの手数料は、理由の如何を問わず返還いたしません。

6 願書提出先

茨城県保健福祉部児童福祉課 保育士試験担当あて

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

電 話 029 (301) 3252

受験願書を郵送する場合は、封筒に「保育士試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留 にしてください。

7 願書受付期間

平成12年6月9日(金)から6月15日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日は除きます。

(郵便の場合は平成12年6月9日から6月15日までの消印有効)

注意 受験願書・関係書類等の完備したものに限り受け付けます。

受験願書及び関係書類は、必ず一括して郵送(簡易書留)してください。

願書を受理した後、7月5日(水)に受験票を発送します。

8 試験結果の発表及び証明書の交付

- (1) 全科目合格者は、受験番号を平成12年10月25日(水)午前10時に県庁県民情報センター前(2階)掲示板及びインターネットの茨城県ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp>)に掲示します。
- (2) 試験結果通知書は、平成12年10月26日(木)以降、受験者全員に郵送します。
- (3) 短期大学・高等専門学校・専修学校の卒業見込で受験した者で資格取得者及び一部科目合格者については「卒業証明書」を、大学においては62単位以上修得見込みで受験した者で資格取得者及び一部科目合格者については

「取得証明書」を児童福祉課あて提出してください。受験資格確認後、保育士資格証明書、一部科目合格証明書を交付します。

- (4) 試験の可否結果についての電話等による問い合わせには一切応じません。
- (5) 受験者個人の科目別得点については、10月25日(水)午前10時から11月24日(金)までの間に本人が受験票を持参し、児童福祉課において閲覧することができます。(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

9 予備講習会

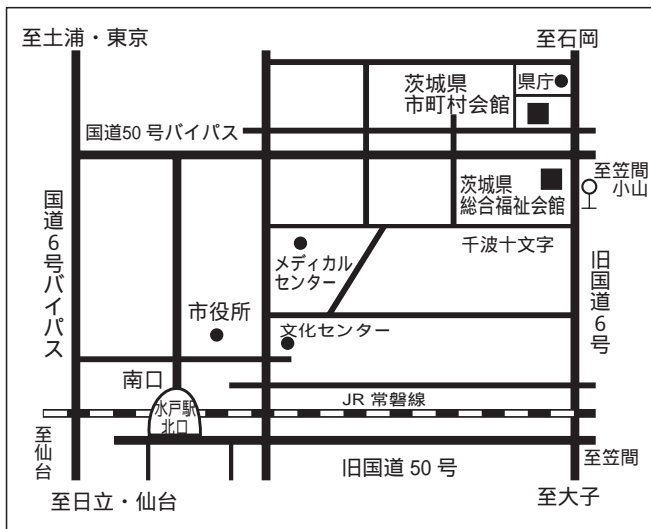
講習会については、茨城県社会福祉協議会にお問い合わせください。

(〒310-0851 水戸市千波町1918番地 電話 029-241-1133)

10 その他の注意事項

- (1) 実施要項、受験票は試験結果発表時まで保管しておいてください。
- (2) 宿泊等の斡旋はしません。
- (3) 筆記試験は、試験開始10分前に入室してください。(試験開始後30分以上遅刻した場合の受験は認めない。)
- (4) 実技試験は、試験開始15分前に集合してください。(集合時間30分以上遅刻した場合の受験は認めない。)
- (5) 駐車場はないので、試験会場への自家用車の乗り入れは禁止します。
- (6) 昼食は各自用意してください。(ゴミは持ち帰ること。)
- (7) 鉛筆は、B又はHBを使用してください。
- (8) 不正な方法によって保育士試験を受け、又は受けようとした方は、その受験を停止し、又はその合格を無効とします。

試験会場案内略図



茨城県市町村会館

- ・所在地 〒310-0852 水戸市笠原町 978 番 26
- ・問 合 せ 029-301-1242
- ・交 通 ・JR水戸駅南口 1 番乗場から、シャトルバス県庁行きで、25 分
- ・JR 水戸駅南口よりタクシーで 20 分

茨城県総合福祉会館

- ・所在地 〒310-0851 水戸市千波町1918番地
- ・問 合 せ 029-244-4545
- ・交 通 ・JR水戸駅北口 6 番乗場から、関東鉄道バス「下記」行きで、40分「県福祉会館前」下車。

[石岡・鉾田・小川・平須県自校・奥の谷坂上・明光台団地・卸センター・市立競技場・植物公園] 行き

- ・JR水戸駅南口よりタクシーで20分。

(表)

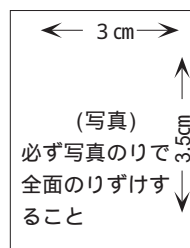
| | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------|-----------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 茨城県収入証紙 はりつけ欄 | | 茨城県収入証紙 はりつけ欄 | | 茨城県収入証紙 はりつけ欄 | |
| 茨城県収入証紙 はりつけ欄 | | 茨城県収入証紙 はりつけ欄 | | 茨城県収入証紙 はりつけ欄 | |
| 平成 12 年度茨城県保育士試験受験願書 | | | | 受験番号 | * |
| ふりがな | | | | 男・女 | 年 月撮影 |
| 氏 名 | | | | | 写 真 |
| 生年月日 | 昭和 年 月 日生 | (満 歳) | 本籍 | 都 道 県 | ↑ 3.5cm ↓ ← 3 cm → |
| 現 住 所 | (電話) | | | | |
| 最終学歴 | 学校名 | 学部・学科 | | 種 類 | ア 保育所 (認可・無認可) イ 保育所以外の児童福祉施設 ウ 幼稚園及び学校 エ 会社、官公署 オ 学 生 カ そ の 他 |
| | 昭和 平成 | 年 月 日 卒業・第 学年 | 在学中 | | |
| 勤 務 先 | 名称 | 電話 | | 種 類 | |
| | 所在地 (〒) | | | | |
| 受 験 する 科 目 | 科 目 | 免 除 申 請 科 目 | | | |
| | | 合 格 証 明 書 交 付 年 月 日 | 合 格 証 明 書 の 番 号 | 合 格 証 明 書 発 行 都 道 府 県 名 | |
| 1 | 社 会 福 祉 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| 2 | 児 童 福 祉 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| 3 | 児童心理学及び精神保健 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| 4 | 保健衛生学及び生理学 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| 5 | 看護学及び実習 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| 6 | 栄養学及び実習 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| 7 | 保育原理及び教育原理 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| 8 | 保 育 実 習 | 年 月 日 | 第 号 | | |
| <p>上記のとおり保育士試験を受験したいので関係書類を添えて申請します。 なお、上記の保育士試験科目の免除を受けたいので、別紙証明書を添えて申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>茨城県知事 橋 本 昌 殿 氏名 _____ (印)</p> | | | | | |

印以外はすべて本人が記入し、押印すること。(押印のない場合は受理しません)

----- 切りとらないこと -----

- 1 社会福祉
- 2 児童福祉
- 3 児童心理学及び精神保健
- 4 保健衛生学及び生理学
- 5 看護学及び実習
- 6 栄養学及び実習
- 7 保育原理及び教育原理
- 8 保育実習

(注) 受験する科目に 印をつけてください。



茨 城 県

受 験 票

(平成 12 年度保育士試験)

受験番号 _____
氏 名 _____

注 意

- 1 筆記用具、弁当持参のこと。
- 2 本受験票は常に携帯し、筆記試験の際は机の左上におくこと。
- 3 試験中不正を発見したときは、退場させることがある。
- 4 試験場においては、すべて係員の指示に従うこと。

(裏)

在 職 期 間 証 明 書

氏 名.....

上記の者は 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで、
平成 平成

年 か月間継続して当施設に勤務し、児童の保護に従事したことを証明する。

施設種別..... 認可年月日.....

所 在 地.....

施 設 名.....

施設長名..... (印)

上記の施設は、児童福祉法第 35 条の規定による認可を受けた施設であることを証明です。
(茨 城 県 下 の施設の場合は証明の必要はありません。)

平成 年 月 日

都道府県 (指定都市及び中核市) 児童福祉主管課長

(印)